

令和 年 月 日

東京都小笠原支庁長 殿

住 所
氏 名
連絡先 TEL

園地・歩道の一時使用について

このことについて、下記の通り使用したいので届け出ます。

- ・ 使用目的 : ドローンの飛行
- ・ 使用場所 :
- ・ 使用日時 : 月 日 時 ~ 時
- ・ 使用予定人数 : 人
- ・ その他 :

(ドローンの登録番号 ※総重量 100g以上のドローン)

(ドローンの製造番号 ※総重量 100g未満のドローン)

施設等の使用にあたってのお願い

【ドローンの使用】

施設等の使用にあたり、下記の点にご協力をお願いいたします。

記

1 園地・歩道の一時利用について

- ・ 届け出た目的以外の場所及び用途に使用しないで下さい。
- ・ 届出は、園地及び歩道の独占利用を認めたものではありませんので、他の利用者と譲り合ってご使用下さい。
- ・ 他の使用者や周辺住民などに迷惑がかからないように使用してください。
- ・ 当日中に後片づけ、清掃を行い、ごみは全てお持ち帰り下さい。
- ・ 認められた場所以外への駐車や車両の乗り入れ、駐車場の独占などは行わないで下さい。
- ・ 使用により施設の破損等が生じた場合、速やかに下記の担当に連絡し、その指示に従って下さい。

2 ドローンの飛行について

- ・ 資機材を持ち込む際には、種子、土等を持ち込まないように事前に目視確認を行うなど、外来種対策を確実に実施してください。
- ・ 野鳥の営巣場所に近接して飛行させると、親鳥が警戒したり、驚いて巣を放棄してしまう恐れがあります。海や崖などでの撮影の際は、営巣場所に近づけないようにしてください。(例 夏場のカツオドリ、冬場のノスリなど)
- ・ 本届出で飛行が可能なのは、届出書に記載いただいた東京都所管の園地・歩道の上空のみです。国有林地の上空で使用する場合は、事前に必ず小笠原総合事務所国有林課に連絡・届出をしてください。
- ・ 特に、都立大神山公園、港湾施設、漁港施設、海岸保全施設、船客待合所、船舶及びその導線上など、不特定多数の人が集まる場所の上空では、ドローンの飛行は禁止されていますので、ご注意ください。
- ・ 航空法その他の関係法令を必ず遵守してください。
- ・ その他、詳細については、下記の担当の指示に従って下さい。

以上